

出雲市公共事業等景観形成指針

出雲市景観条例第10条第1項の規定により、出雲市公共事業等景観形成指針を次のように定めたので公告する。

(平成22年3月16日 公告)

一、 基本的事項

1. 出雲市景観計画との整合性に配慮すること。
2. 優れた自然や伝統文化を生かすとともに、暮らしや地域の発展と調和し、地域の活性化に通じる景観形成に努めること。
3. 景観の形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、地域の特性又は統一性に配慮すること。
4. 地域の人々から親しまれ、永く利用又は活用され、将来にわたる地域の文化的資産となるよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。
5. 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。
6. 自らが良好な景観の創造に関わる主体であることを認識し、良好な景観の創造に先導的役割を果たすよう努めること。

二、 運用方針

1. この指針の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。
2. 景観形成のための配慮の程度については、事業の目的、施設の機能、地域の特性、景観形成の緊急性、景観形成に及ぼす影響等について勘案し、適切な運用に努めること。

三、 共通指針

1. 法面

- イ) 構造及び形態については、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。
- ロ) 法面を安定させる目的でやむを得ず構造物を施工する場合であっても、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。

2. 擁壁

構造、形態、意匠及び素材については、できる限り周辺の景観と調和させるとともに、必要に応じて周囲の緑化に努めること。

3. 護岸

- イ) 構造、形態、意匠及び素材については、できる限り周辺の景観との調和や生態系に配慮するとともに、親水性の確保に努めること。
- ロ) 必要に応じて護岸周辺の緑化を図るよう努めること。

4. 防護柵

- イ) 構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること。
- ロ) 安全性及び維持管理に支障のない範囲内で、周囲の緑化に努めること。

5. 舗装

素材については、地域の特性や施設の用途に配慮するとともに、意匠及び色彩が周辺の景観と調和するよう努めること。

6. 駐車場

位置については、機能に支障のない範囲内で周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲及び場内の修景緑化に努めること。

7. 標識及び公共広告物

形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できる限り適正な設置数及び場所として、地域や沿線の統一性に配慮すること。

8. 照明施設

位置、形態、意匠、素材、色彩及び明るさについては、周辺の景観と調和するよう努めること。

9. 緑の保全と緑化

イ) 植栽に当たっての樹種の選定や配置については、成長後の景観も考慮した上で、良好な空間を創造するよう留意するとともに、周囲の景観に配慮すること。

ロ) 公共事業等の実施に伴い支障となる樹木等については、移植等の方法により修景に生かすよう努めること。

10. 展望広場等

計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努めること。

11. 景観に配慮した占用行為

公共用地における工作物の占用行為については、位置、形態、意匠及び色彩について、できる限り周辺の景観と調和したものとなるよう指導すること。

12. 維持管理

維持管理に当たっては、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、より良好な景観形成を図るよう配慮した修繕及び補修に努めること。

四. 施設別指針

1. 道路

道路は、地域間交流や産業振興など、社会生活上欠かせないものである。また、道路は、最も多くの人が景観を眺める重要な視点場でもある。その整備に当たっては、路線の適切な選定等それぞれの地域特性や周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。

イ) 整備の考え方

(1) 沿道地域の特性や快適性に配慮した景観形成に努めること。

(2) できる限り全体のバランスや連続性に配慮した形態及び意匠とするよう努めること。

(3) 主要な道路や市街地などにおいては、電線類地中化を推進し、景観に広がりを持たせるよう努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 路線の選定

(i) 道路自体が良好な景観資源となるよう、種々の制約条件や土地利用、地域の将来動向等を十分把握し、周辺の景観と調和するよう努めること。

(ii) 地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

(2) トンネル

坑口部は、走行上の違和感を与えないよう、周辺の景観と調和した坑門形式や壁面処理に努めること。

(3) 高架橋及び歩道橋

形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。

(4) 交差点

交差点に設置される信号、照明施設、標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。また、照明施設や案内標識等は、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。

(5) 歩道及び自転車道

(i) 歩道及び自転車道の形態、意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること。

(ii) 潤いの場としてベンチ、モニュメント等を歩道に設置する場合は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。

(6) 道路附属物等

- (i) 防護柵、照明施設、案内標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。また、照明施設や案内標識等は、交通安全上支障のない範囲内で、整理統合を図るなど、周辺景観への影響を緩和するよう配慮すること。
- (ii) 道路の余裕地には、できる限り周辺の景観と調和したポケットパーク等を整備すること。
- (iii) 眺望の優れた道路においては、その眺望を妨げないよう配慮すること。

(7) 道路緑化

都市部の道路については、できる限り連続した植え込みや街路樹帯を設けること。その他の道路でも必要に応じて緑化に努めること。ただし、眺望の優れた道路においては、その眺望を妨げないよう配慮すること。

また、植栽にあたっての樹種の選定や配置については、成長後の景観も考慮すること。

2. 橋梁

橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、地域の象徴となる可能性が高いものである。

その整備に当たっては、防災、安全性及び快適性に加え、周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 橋梁は、景観を眺める場又は眺められる対象として、利用者や沿道の住民に与える影響が大きいため、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。
- (2) 周辺景観との調和に配慮したうえで、できる限り地域の象徴となるよう努める。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 橋梁本体

橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。

(2) 高欄及び照明施設

形態、意匠、素材及び色彩については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置等の工夫に努めること。また、場合によっては地域の象徴となるよう努めること。

(3) 橋詰（橋のたもと）

できる限り修景緑化や小広場等の設置により潤いの場を確保し、橋梁本体との一体的な景観整備に努めること。

3. 河川及び水路

河川や水路は、古くから地域と深いかわりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきている。

その整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、それぞれの地域の特性や自然環境の保全に配慮して進める必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 治水及び利水計画との整合を図るとともに、自然環境及び歴史的景観の保全並びに周辺の景観との調和に配慮した景観の創造に努めること。
- (2) 水辺とのふれあいの場の確保など、地域の人々が水辺に親しめるような整備に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 河道

自然景観や生態系の保全にできる限り配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。

(2) 護岸

共通指針3に準じる。

(3) 堤防、高水敷等

堤防の法面、高水敷及び側帯については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努めること。

(4) 落差工、堰

構造、形態及び素材については、できる限り自然景観との調和に配慮するとともに、適切な魚道を設けるなど、魚類等の生態系に配慮するよう努めること。

4. ダム、堰堤等

ダム、堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺的环境に大きな影響を与えるため、周辺的环境の変化と景観に特に配慮する必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 自然景観の改変をできる限り抑えるなど、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (2) 地域の整備計画と整合した良好な景観と新しい水辺空間の創出に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

- (1) ダム及び堰堤の本体は、安全性や機能に支障のない範囲内で、周辺の景観と調和した意匠とするよう配慮すること。
- (2) 附属施設は、意匠、素材及び色彩が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

5. 急傾斜地崩壊対策施設等

生命及び財産を守る重要な施設である急傾斜地崩壊対策施設や地すべり防止施設は、周辺の景観に影響を及ぼしやすいため、その整備に当たっては、できる限り周辺の景観への影響を緩和する必要がある。

イ) 整備の考え方

防災機能及び安全性に支障のない範囲内で周辺の景観と調和するよう努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

- (1) 構造、形態、意匠、素材及び色彩については、できる限り周辺の景観への影響を緩和するよう配慮するとともに、緑化工法の併用に努めること。
- (2) 周囲の斜面の植生をできる限り保全するよう努めること。

6. 港湾及び漁港

港湾や漁港は、海上交通や流通、漁業基地等地域産業の拠点としての役割はもちろん、豊かな生活空間の場としての役割も担っている。

港湾や漁港が点在している日本海沿岸は、一部が国立公園に指定されるなど、景勝地に恵まれ、美しい海岸が形づくられている。

したがって、これらの整備に当たっては、日本海沿岸の良好な景観に配慮する必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 機能に支障のない範囲内で、良好な景観に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (2) できる限りゆとりを持った公共空間を創造するため、緑化や公園の整備手法により、親近感と潤いの創出に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 施設

防波堤、岸壁、護岸等の構造、形態、意匠及び素材については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できる限り親水性を確保すること。

7. 海岸

出雲市の海岸は、島根半島北側では、入り組んだリアス式海岸による変化に富んだ海浜景観、出雲平野西側では砂浜が長い弓状に続く穏やかな海浜景観が見られるなど、美しい自然に恵まれている。

このすばらしい海岸を守るため、できる限り自然の海岸を保全するとともに、砂浜の侵食に対する保全対策については、自然と一体となった整備に努める必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 周辺的环境と調和した整備に努めること。
- (2) 親水性のある施設の整備に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

- (1) 護岸、堤防等

防災機能及び安全性に支障のない範囲で自然素材を活用し、周辺の景観との調和に努めるとともに海浜とのふれあいに配慮すること。

(2) 沖合施設

周辺の景観と調和するよう配慮すること。

8. 湖岸

宍道湖や神西湖の湖畔では、穏やかな湖面と湖岸のヨシ原などの自然景観が広がり、湖と一体となった景観がみられる。こうした自然素材で囲まれた、穏やかな湖畔景観が保全されるよう、できるかぎり自然の湖岸を保全するよう努める。

イ) 整備の考え方

- (1) 周辺の環境と調和した整備に努めること。
- (2) 親水性のある施設の整備に努めること。
- (3) 対岸や周辺からの眺めに配慮した施設の整備に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 護岸、堤防等

防災機能及び安全性に支障のない範囲で自然素材を活用し、周辺の景観との調和に努めるとともに湖岸とのふれあい、対岸や周辺からの眺めに配慮すること。

9. 公園等

自然公園、都市公園等については、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されている。

公園等の整備に当たっては、地域の自然、歴史、文化等の特性を生かすとともに、地域の快適な環境づくりに努める必要があるが、公園の性格が異なるため、それぞれの目的に応じた整備が必要である。

イ) 整備の考え方

- (1) 地域の自然、歴史及び文化に配慮すること。
- (2) 地域の快適な環境空間が創出されるよう努めること。
- (3) 周辺の景観との統一性及び連続性を確保するよう努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 中核施設

自然公園においては、緑との調和、地形との順応等に配慮した位置、形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、地域の景観特性に配慮した形態、意匠等を工夫することにより、周辺の景観と調和するよう努めること。

(2) その他の施設

できる限り地域性のある素材の活用に努めるとともに、自然公園においては、周辺の景観との調和に配慮した形態、意匠、色彩等とし、都市公園等においては、景観の向上を図るよう工夫した形態、意匠、色彩等とすること。

(3) 緑化

植栽については、自然公園においては、自然植生を考慮するとともに、在来樹種など地域に適した樹種の選定に配慮し、都市公園等においては、季節感のある景観を創出するような樹種の選定に配慮すること。

(4) その他

- (i) 垣及び柵については、生け垣等の活用に努め、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (ii) 公園等の敷地内においては、原則として電線類を地中化すること。

10. 公共建築物

行政サービス施設、集会施設、学校施設、供給処理施設等の建築物等（以下「公共建築物」という。）は、地域生活と深いかわりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場である。

したがって、こうした公共建築物については、ゆとりと潤いの場として親しみのある施設とするとともに、将来の地域の文化的資産となるよう整備に努める必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 位置、構造、形態、意匠及び色彩については、地域の風土、歴史及び文化の面から配慮し、

周辺の景観と調和するよう努めること。

- (2) 規模の大きい公共建築物は、地域のランドマークとなるものであり、地域文化を反映した象徴性の高いものとなるよう配慮し、地域の景観形成に良好な影響を与えるよう努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

(1) 位置

- (i) 計画地の選定に当たって、景観形成上重要な地域の良好な景観を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、特に配慮すること。
- (ii) 計画地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。
- (iii) 計画地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
- (iv) 敷地内の建築物及び工作物間相互の調和と全体的なまとまりに配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (v) できる限り道路や隣地境界から余裕を持って後退させた位置とし、ゆとりある空間づくりに努めること。

(2) 形態

- (i) できる限り違和感を与えず全体的にまとまりのある形態とするとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (ii) 建築物の印象を大きく決定付ける屋根の形態は、特に周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の風土や将来の維持管理等を考慮して決定するよう配慮すること。
- (iii) 公共建築物の用途を勘案し、場合によっては、地域の象徴となるよう工夫すること。

(3) 意匠

- (i) できる限り、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (ii) 規模の大きい建築物については、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を除くよう努めること。
- (iii) 単調な大壁面を生じないよう配慮すること。また、大壁面となる場合には、陰影効果等について配慮すること。
- (iv) 避難設備、高架水槽等公共建築物本体に附属する部分は、防災、安全性及び機能に支障のない範囲内で、できる限り主要な展望地又は道路から見えない位置に設置するとともに、公共建築物本体と一体化し、又は調和したものとなるよう努めること。やむを得ない場合は、遮へい措置等目立たない工夫を講じるよう努めること。

(4) 色彩

- (i) 周辺の景観との調和に配慮すること。
- (ii) 敷地内の屋外設備、工作物等の色彩は、公共建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。
- (iii) 自然景観が背景の大部分を占める場合は、周辺の色調や公共建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮すること。

(5) 素材

- (i) 地域性のある素材の使用に努めること。
- (ii) 耐久性及び維持管理に優れた素材の使用に努めること。

(6) 敷地の緑化

- (i) 周辺の景観との調和や緑陰など、潤いの場の創造に努めること。
- (ii) 花きや実のなる樹木などによって四季感の創出に努めること。

(7) 附属施設

車庫、倉庫、汚水処理施設等の附属施設については、敷地内及び周辺の景観と調和するよう努めるとともに、公共建築物本体と調和のとれた位置、形態、意匠、素材及び色彩とするよう努めること。

(8) 垣、柵、塀、門等

垣、柵、塀、門等については、敷地内及び周辺の景観と調和するよう努めるとともに、建築物本体と調和のとれた位置、形態、意匠、素材及び色彩とし、生け垣等の活用により、潤いの場の創出に努めること。

(9) その他

敷地内においては、できる限り電線類を地中化すること。また、将来の敷地外での電線類の地中化に対応するための措置の確保に努めること。

ハ) 工事期間中の留意事項

行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。

1.1. 用地造成等

公共建築物、住宅団地等のための敷地造成、ほ場整備、埋立て及び干拓（以下「用地造成等」という。）に当たっては、安全性への配慮のほか、潤いとゆとりを確保した計画に努める必要がある。

イ) 整備の考え方

- (1) 原地形をできる限り、残すよう配慮した用地造成等を工夫すること。
- (2) 自然地形に沿った工法を導入するなど、周辺の景観と調和するよう努めること。
- (3) 主要展望地からの眺望に配慮すること。
- (4) 敷地内の緑化に努めること。

ロ) 設計等の配慮事項

用地造成等における施設の設計については、共通指針及び施設別指針の該当項目に準じること。